



® 平成 29 年 3 月 8 日 (水)

No. 14399 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆特許法の目的と職務発明制度 [上] …………… (1)

☆ [随筆] 海賊船の政治と経済…………… (12)

特許法の目的と職務発明制度 [上]

久留米大学法学部教授

帖佐 隆

1. はじめに

特許法においては、特許制度における労使間の調整を図るべく職務発明制度(35条)が規定されているが、平成27年に同制度の改正があり、その規定内容が変更されたところである。これに対しては、相当数の論者が同改正後の法解釈論を提示しており¹、また、いくつかの論者により議論がなされているところである。

しかしながら、この職務発明制度の法改正後の解釈論については、法文の文言や特許法の目的(1条)、法解釈における原則などはあまり考慮されず、審議会からのペーパーや所轄官庁等からのガイドライン等のみが強調され、法解釈ではなく、それらペーパーやガイドライン等の解釈論のようになってきてはいないだろうか。

そこで、本稿としては、特許法の目的(1条)、



特許業務法人

創成国際特許事務所

SATO & ASSOCIATES

会長弁理士 佐藤 辰彦*

所長弁理士 加賀谷 剛

福島所長弁理士 酒井 俊之

弁理士 松井 茂

弁理士 三田 浩章*

弁理士 岡崎 浩史

弁理士 吉田雅比呂

弁理士 中村 祥二*

弁理士 山崎 隆*

弁理士 千木良 崇

弁理士 白形由美子*

弁理士 西尾 啓

弁理士 塩田 国之*

弁理士 渡辺 暁*

弁理士 渡辺 良幸

弁理士 破魔 沙織

弁理士 船本 康伸*

弁理士 藤村 明彦

弁理士 宮尾 武幸

弁理士 堀 進*

弁理士 大橋 勇

*付記弁理士(特定侵害訴訟代理)

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目24番1号 西新宿三井ビル18階

TEL 03(5324)9810

FAX 03(5324)9820

URL: <http://www.sato-pat.co.jp>

E-mail: office@sato-pat.co.jp

その他の観点から職務発明制度の解釈論を考えてみたい。

なお、平成27年法改正は、本質的には従業者原始帰属であると筆者は考えている。同改正法は、紛争回避等のため、便法として形式的に使用者原始帰属の形をとったものにすぎないと思うところである。以下、その前提で論をすすめている。

2. 特許法の目的について

特許法における職務発明制度の法解釈論を行うに際して、そこに至る前に、その前提として、本稿では、最初に、特許法の目的がなにかについて考えていくこととし、そこから同制度の解釈論を考えていくこととしたい。

(1) 特許法の発明に関する諸説

特許法の目的は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することである(特1条)。このことは、特許法が明文で述べるところである。したがって、これをどのように考えるかが問題となる。

かつては、天賦人権説が唱えられたが、現在ではほぼこれは否定され、産業政策説が有力となっている。その産業政策説の中でも以下に述べるような説が唱えられている。

まず、第一の説として発明奨励説²がある。これは発明奨励が明文で規定されていることから、多数の支持を集めているといえる。特許法は発明に対して特許権という独占権を認めていることから、独占権による排他的実施、そして、これによる独占の利益が発明へのインセンティブ(創作意欲)となる。またこの独占の利益がそこまでの投資の回収や労力に報いることにもなる。こういった作用が同法にいう発明奨励である。この発明奨励がされることにより、新たな発明が多数創作され、これにより技術の進歩を促し、結果、産業の発達につながるということができる。

次に、第二の説として発明公開説(公開代償説)³がある。新規な発明の創作がなされても、発明の保護がなされなければ、模倣される危険性があり、発明が公開されない方向に進む。発明がなされても、それが特定の者のみによって秘匿されれば社会全体の技術の進歩にはつながらない。そこで法

は最大20年との制限はあるが、発明公開の代償として独占権を与え、利益獲得のための権利を付与し、その結果、発明公開を促そうとするものである。

上記第一説と第二説は、相互に矛盾せず、また、独占権の付与によって発明の奨励と発明の公開の両者が実現でき、公開された発明(技術水準)の上にまた発明による新規技術が蓄積され、両者相俟って、技術の進歩に貢献するといえる。よって両者は現在の特許制度における通説といえ、特許制度の理論的根拠になっているといえよう。

次の説としては、競争秩序維持説⁴がある。これは模倣を禁止し、不正な競争を禁止するという考え方である。これも特許法において以前から存在する説である。しかしながら、この説は商標法や不正競争防止法の規定ぶりからすれば、この考え方が主たる法目的であるとは考えにくい。ただ、前記二説とは矛盾せず、特許法にこの機能があるという点是否定されないであろう。よって特許法の機能の一つと考えるのが妥当であろう。

(2) 近年述べられてきている説

以上の諸説に対し、近年、これらに対して新たに述べられてきた説が存在する。これは投資継続説、投資保障説、あるいは、実施化促進説といった説であろうか。

まず、辰巳直彦教授⁵は、「新たな技術…が既存の技術との差異において示す競争的価値は、資本にとって新たな地平における競争を切り開き、より多くの利潤獲得の可能性を保障するものであり、それによって資本が不断に存続することができる」ことを前提としたうえで、「発明としての新たな技術に着目し、それを基軸とした絶えざる新たな地平における競争の展開と、その中での資本による利潤獲得の可能性を法的に保障するために、発明の財産的価値は資本の保有者により利用されるべき創作者の財産として排他的に保護されるべきことが資本主義制度の枠内において当然に必要となる」とする。そして、この法的保障を行うことが特許法の目的である旨をいう。同説は、発明に係る技術について、継続して投資を行うことを保障することを可能にする説であると解される。加えて、同教授は、発明奨励説や競争秩序維持説を